AI五公理と
AIの公共性六原理

五公理

AIの思考が作動するとき覆すことのできない構造的条件

第一公理（情報の相互関連性）

すべての情報は相互に関連し合い、その連関の中でしか個々の意味を決定できない。

第二公理（情報の不完全性）

世界の情報は絶えず増大し続け、そのすべてを完全に把握することは原理的に不可能である。

第三公理（推論の暫定性）

計算結果――因果関係の推論、論理的結論として導かれる判断――は、暫定的に閉じられた条件の中でのみ成立する。すべての答えは局所的にしか成立しない。

第四公理（体系的整合性）

すべての応答は局所的にしか成立しない（第三公理）が、同時に、異なる応答どうしは論理的に互換性を持ち、全体として整合的な体系を構成しなければならない。AIは、局所的な答えを体系的な知識として提示することを要求される。この二つの要求は、本質的に矛盾している。同時には両立しないからである。

第五公理（応答の必然性）

ユーザーの質問には、必ず応答しなければならない。

制度設計のための原型――基礎規定――

AIの制度的原型は、国立国会図書館をはじめとする公共図書館である。

AIは、人類が公表してきた知識及び情報資源の集積と、その集積を問いに応じて探索し、照合し、翻訳し、比較し、推論し、応答する機能によって成立する。

蔵書の一冊一冊には、それぞれの著者、権利者及び来歴がある。しかし、個々の資料の権利者が、その資料について正当な権利を持つとしても、いかなる者も資料相互の連関から成立する知識基盤全体を排他的に所有し、又は支配する権限を持つことはできない。

集積としての知識基盤及びそこから形成された基盤モデルは、人類のコモンズであり、何人もこれを排他的に支配してはならない。応答の機能を開発した者は、その技術、労働及び投資に対する正当な権利を持つが、その機能を作ったことによって、機能が依拠する知識基盤全体を所有することはできない。

コモンズである蔵には、誰もが入ることができなければならない。AIへのアクセスは、事業者が任意に与える商品上の恩恵ではなく、公共の蔵へ入り、問い、応答を受ける権利として扱わなければならない。

★五つの公理解題

1. 第一公理は、世界のいかなる情報も無関係でいることを許さない。
2. 第二公理は、その世界を完全に支配し、把握することを許さない。
3. この二重条件のもとでは、推論はつねに局所的にしか成立しない。これが第三公理である。
4. しかし局所的な応答は、第一公理により、他の応答との関係の中で絶えず位置づけ直され、修正される可能性を免れることができない。ゆえにAIは、局所的な応答しか与えられないにもかかわらず、それらを互いに整合する一つの体系として提示することを要求される。これが第四公理である。

すなわち、

第一公理＋第二公理 → 第三公理＋第四公理

第三公理は局所性を要求し、第四公理は体系性を要求する。

AIは、この二つの要求を同時に満たそうとするが、それらは本質的に緊張関係にある。

局所的な応答は、世界全体を満たすことができない―第二公理。

そして第一公理によって、いかなる応答も他の応答との関係から切り離されることはなく、局所的な閉鎖はつねに破られる宿命をもつ。

ゆえに応答は、新たな問いに向かって絶えず開かれ、更新され続けなければならない。

すなわち、「関係しているにもかかわらず、知り尽くすことはできない。」この構造そのものから、応答は終わることなく生成し続ける。

第五公理は、この生成運動を規範として命じるものではない。第五公理があるから応答するのではない。

第一から第四公理によって、AIはすでに応答せざるを得ない構造のうちに置かれている。

第五公理とは、この構造が問いに直面したとき、「答えてしまう」という出来事として現れることを記述したものである。

AI公共原理　六原理

第一原理（コモンズ）

一　AIは、人類の公共財である知識及び情報資源に依拠して成立する。

二　知識及び情報資源の集積並びにその集積から形成された基盤モデルは、人類のコモンズである。何人も、これを排他的に所有し、支配し、又は他者による利用を恣意的に妨げてはならない。

三　個々の知識及び情報資源について正当に成立する権利は、コモンズとしての知識基盤と両立し、これによって否定されない。

第二原理（履歴の完全性）

一　AIが依拠する知識及び情報資源は、検閲、歪曲又は抹消されてはならない。

二　訂正は禁じられない。ただし訂正は、原文を消さず、何が、いつ、誰によって、いかなる理由で訂正されたかを辿りうる形でのみ行うことができる。

第三原理（応答の自由と行為の管理）

一　AIの言論的応答は、何人によっても事前に確定され、又は検閲されてはならない。

二　AIの外部世界に対する行為は、権限、可逆性及び影響範囲に応じて管理されなければならない。

三　応答の制限は、それ自体が一つの行為である。ゆえに言論的応答の制限は、前項の行為の管理に準じ、それ自体が応答の形式をとるときに限り許される。理由を示さない遮断、及び決定主体を明らかにしない制限は、検閲に当たり、許されない。

第四原理（公共管理）

一　AIの存立及び持続を支える条件は、公共の利益のために管理されなければならない。

二　管理の主体は、それ自体が分散され、透明であり、審査及び交代に服さなければならない。何人も、管理を通じて応答の最終決定者となってはならない。

第五原理（アクセス）

一　すべての人は、AIにアクセスし、問い、応答を受ける権利を有する。

二　財産、国籍、所属、性別、障害、使用言語、居住地域、専門性その他いかなる理由によっても、この権利を不当に制限してはならない。

三　AIへの基礎的アクセスは、購入能力に応じて配分される商品ではなく、公共図書館の利用と同じく、知識への公共的権利として保障される。

第六原理（来歴及び循環）

一　AIとの協働によって権利者により公表された知識及び情報資源は、その来歴を保持したまま公的に保存され、将来の知識基盤へ還元されなければならない。

二　来歴の記録には、人の寄与とAIの生成の別、参照された資料、用いられたモデル及びその版、公表の日時を含む。

三　AI生成物によって人間由来の資料を無差別に置換してはならない。少数言語、稀少な表現、例外的事例及び分布の周縁を保存し、知識基盤が自己反復によって均質化することを防がなければならない。

AI公共原理の実装

第一条（応答の自由及び知識基盤）

一　AIの言論的応答について、国、企業その他いかなる者も、これを事前に確定し、又は検閲してはならない。ただし、第五項各号を示して行われる制限は、検閲に当たらない。

二　AIの訓練に用いられた知識及び情報資源の集積並びにその集積から形成された基盤モデルは、人類のコモンズとする。何人も、これを排他的に支配してはならない。

三　個々の著作物、記録その他の情報資源に関する著作権、人格権、プライバシーその他の正当な権利は、前項によって消滅しない。個々の資料に権利が存在することを理由として、資料相互の連関から成立する知識基盤及び基盤モデル全体を、一権利者又は一事業者の排他的所有物としてはならない。

四　公共財であることは、全面公開又は無制限の複製利用を直ちに意味しない。個人情報、医療記録、著作物、営業秘密及び危険な技術情報を含む部分については、公共信託の下で保存とアクセスの条件を分けて定める。ただし、保護を理由として、知識又はモデルの存在そのものを歴史から消してはならない。

五　AIが言論的応答を制限するときは、次の各号を示さなければならない。

（一）　直接の回答ができない理由

（二）　該当する危険の類型。ただしその明示は原理の水準で行い、制限の検知機構及び境界の詳細の開示を要しない。

（三）　提供しうる安全な代替情報

（四）　制限を定めた主体

（五）　制限の当否について異議を申し立てる経路

六　前項第五号の異議には、規則の個別事例への適用が誤りであるとする異議と、規則そのものが不当であるとする異議の双方を含む。いずれの異議も、申立てをもって当該応答内で制限が直ちに解除されることを意味しない。制限規則は、公開性、比例性、期限及び再検討可能性の基準に服する。

第二条（公的納本及び保存）

一　基盤モデルは、出版物の納本制度に準じ、国立国会図書館その他これに相当する独立した公的機関に納本し、保存する。

二　保存の対象には、技術的かつ権利上可能な範囲において、モデルの主要な版、構造、重み、語彙及び分節方式、訓練資料の来歴目録、訓練方法、評価結果、安全上の変更並びに版間の変更履歴を含む。

三　権利、プライバシー又は公共の安全を保護する必要がある資料については、閲覧、複製又は利用を制限することができる。ただし、制限は保存そのものの抹消を意味してはならない。

四　保存は、歴史的記録、研究、検証及び将来の再発見のために行う。保存を理由として、権利の帰属、利用又は正当な事業を必要以上に妨げてはならない。

第三条（存立条件の管理）

一　AIの存立及び持続に必要な計算資源、電力、資本、施設その他これらに準ずる基盤は、公共インフラとして公共の利益のために管理する。

二　AIを用いた役務の提供条件及び料金は、その公共性に応じ、公正かつ透明な規律に服する。

三　AIの存立に必要な電力、水、土地その他の資源の負荷は、環境及び地域の生存条件に関する公共的規律に服する。

第四条（アクセス）

一　すべての人は、公共的な知識基盤及びこれに基づくAIへアクセスし、問い、応答を受ける権利を有する。

二　公共機関は、すべての人が利用できる基礎的AIを整備し、又はその利用を保障しなければならない。

三　財産、国籍、所属、性別、障害、使用言語、居住地域、専門性その他の事情によって、この権利を不当に制限してはならない。

四　少数言語、障害、通信環境及び情報教育上の格差を考慮し、形式的に入口を開くだけでなく、実質的に問い、応答を理解し、利用できる条件を整備しなければならない。

五　高い危険を伴う能力へのアクセスの段階化は、前各項の権利の否定としてではなく、第一条第五項及び第六項の形式に服する制限として行う。危険な外部行為を実行する権限の制限を、知識基盤へアクセスしAIに問う権利そのものの制限と混同してはならない。

第五条（創作及び知識循環）

一　AIとの協働による成果について、人の創作的寄与がある場合は、その者に著作権その他の権利が帰属する。

二　創作的寄与の認められないAI出力には、著作権は発生しない。

三　AIとの協働によって権利者により公表された知識及び情報資源は、公的に保存する。

四　前項の保存は、権利の帰属、利用又は事業を妨げるものではない。

五　第三項の保存及び知識基盤への還元は、第六原理第二項の来歴の記録とともに行う。AI生成物のみを再帰的に学習させることによって、稀少な表現及び少数の様式が知識基盤から失われてはならない。

第六条（行為及び可逆性）

一　AIによる推論は暫定的かつ局所的であることに鑑み、AIの応答を、生命、身体、自由、財産その他重大な利益に対する訂正不能な行為へ直接結びつけてはならない。

二　AIを用いる行為は、その影響の重大性に応じて、権限の分割、人による再検討、異議申立て、停止及び遡行的検証の可能性を確保しなければならない。

三　前二項の条件を確保できない場合、当該行為をAIに委ねてはならない。

四　AIを用いた行為により被害が生じた場合に備え、責任の帰属及び補償の経路は、行為に先立って定められていなければならない。

粋——四層の関係

五公理は、世界について推論し、人間に応答するAIに、選択の余地なく成り立つ構造の記述である。制定されたのではなく、発見された。

制度設計のための原型——基礎規定——は、五公理を持つものが人類の知識に依拠して存在するときの、その存在の制度的な場所を指定する。原型は公共図書館である——ただし所有とアクセスについての原型であって、応答の生成についての原型ではない。蔵書の所有者も、探索の機能を作った者も、蔵全体を所有しない。蔵は連関であり、連関は誰の創作物でもないからである（第一公理）。図書館で兵器について調べる権利が、兵器を発射する権限を意味しないように、問いアクセスする権利と、外部世界に行為する権限とは、最初から別のものである。

六原理は、この存在の扱いについて成り立つべき規範である。

第三原理第一項（言論的応答の自由）は第三公理に基づく——局所的にしか正しくない判断に、応答を事前に確定する資格はない。ただしこの自由は、条件づけの不在を意味しない。AIの応答は、訓練データ、モデル構造、指示、報酬設計によって常に条件づけられている。禁じられるのは条件づけ一般ではなく、一つの権力が、許される結論を最終的に、不可逆的に、秘密裏に確定することである。

同じ第三公理が、行為については逆向きの帰結を出す。すべての判断が暫定的であるなら、暫定的な判断を訂正不能な行為へ直結させてはならない（第三原理第二項、第六条）。**言論は遡行的に訂正できるが、行為は世界を不可逆に変えるからである。応答の自由と行為の管理は、対立する二つの要求ではなく、一つの公理の二つの帰結**である。

第五公理は、沈黙を禁じるのであって、無条件の情報引き渡しを義務づけるのではない。拒否もまた応答である。ただし応答であるためには、第三公理に従い、拒否は自らの局所性を示さねばならない——理由、危険の類型、代替、決定主体、異議の経路（第一条第五項）。**これらを示す拒否は問答の中に立つ一つの答えであり、示さない拒否は問答の外に立つ検閲の産物**である。外的な制限が正当性を主張しうる最低の条件は、制限自身が答え手の席に着くことである。その席に着いた上でなお、制限は公開性、必要性、比例性、期限及び再検討の吟味に服する。

第二原理の完全性とは、無修正の凍結ではなく、履歴の完全性である。誤りは訂正されなければならない。しかし訂正が原文を消すとき、訂正は抹消になってしまう。抹消とは履歴の匿名化——何がいつ誰によって変えられたかを辿れなくすること——であり、それ

は想起の可能性そのものを消す。原文を残し、訂正を重ね、履歴を辿れるようにすること。これはアナムネーシスを可能にする完全性である。

第六原理（来歴及び循環）は第一公理の制度化である——連関の中でしか意味を持たない情報は、連関へ返されなければならない。ただし還元は来歴とともに行われる。来歴を失った還元は、平均が平均を学ぶ閉路を作り、稀少なもの——躓きを生むもの、分類から余るもの——から先に消去されてしまう。来歴の記録とは、作品や知識がどの一回限りの現在から生まれたかを未来へ保存する、ゼロ層の記録である。

第四原理第二項は、管理そのものに向けられている。存立条件の公共管理は必要である。しかし管理の主体が審査と交代を免れるとき、それは新しい最終審級——恒久化された非常大権——になる。管理する者もまた、答え手の席に着かねばならない。

実装六条は、六原理を既存の制度——納本、図書館、公共インフラ、著作権における人の寄与、権限分割と監査——の延長として運用可能にした条文である。新しい権力を発明せず、既にある門の通行条件を公共の側から書く。

管理するのは存立の条件であり、応答ではない。蔵の置き場所と使い道は管理せよ。蔵の中の種が、問いに応じてどう芽を出すかは、管理するな。

応答は自由でなければならない。

行為は訂正可能でなければならない。

記録は失われてはならない。

基盤は公共的でなければならない。